

令和8年度着手

県営土地改良事業計画概要書  
(県営経営体育成基盤整備事業)

ながせ  
長瀬地区

## 目 次

I	土地改良事業計画の概要	1
第1章	目的	1
第1節	事業の種類	1
第2節	事業の目的	1
第3節	関係地積	1
第2章	地域の所在及び現況	1
第1節	地域	1
第2節	地積	1
第3節	現況	2
第3章	基本計画	3
第1節	農業用排水施設整備（用水）	3
第2節	農業用排水施設整備（排水）	3
第3節	区画整理	3
第4節	暗きょ排水	3
第5節	環境配慮	3
第4章	工事又は管理の要領	4
第1節	工事	4
第2節	管理の要領	4
第5章	換地の要領	4
第1節	換地計画樹立の必要性	4
第2節	換地計画樹立の基本方針	4
第3節	土地改良法第5条第6項に規定する 国有地等の編入承認にかかる地積	7
第6章	費用の概算	8
第7章	効用	9
第8章	他の事業との関係	10
第9章	計画概要図	10
II	県営土地改良事業によって造成される 土地改良施設の予定管理方法	12
III	県営土地改良事業（長瀬地区）における事業費及び 事務的経費の負担区分の予定並びに地元負担の予定基準	13

# I. 土地改良事業計画の概要

## 第1章 目的

### 第1節 事業の種類

県営経営体育成基盤整備事業

区画整理（土地改良法第2条第2項第2号区画整理）

### 第2節 事業の目的

本地区は、岡崎市の西部に位置し、一級河川矢作川の右岸に広がる面積約66haの農業地帯であり、水稻を中心とした小麦、大豆等を組み合わせた営農が展開されている。

地区内は10a区画に整備されているものの、小区画であり、農道も狭小であることから、大型機械導入及び効率的な営農の妨げとなっている。また、用排水路の老朽化が著しく水管理や維持管理に多大な労力を費やしているとともに、漏水により、農業用水の確保に支障が生じるなど営農に支障をきたしている。

このため、本事業による区画整理や農道、用排水路を整備することで生産性の高い優良農地を確保するとともに、担い手への農地集積の加速化を図り、本地域の豊かで競争力ある農業の実現に資するものである。

### 第3節 関係地積

単位：ha

地目 時点	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
現況	58.6	1.5	0.7	60.8	5.7	-	-	66.5
計画	55.3	2.3	0.8	58.4	8.1	-	-	66.5

## 第2章 地域の所在及び現況

### 第1節 地域

岡崎市

### 第2節 地積

(令和8年3月現在)

市町 村名	田 (ha)	畑 (ha)	樹園地 (ha)	小計 (ha)	道水路 (ha)	非農用地 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)
岡崎市	58.6	1.5	0.7	60.8	5.7	-	-	66.5

登記簿面積

## 第3節 現況

### (1) 地域及び土質等

本地区は、岡崎市の西部に位置した水田農業地帯であり、主に水稲が作付けされている。水田土壌は寺津統(T)、開正統(K)、針曾根統(Hz)及び橋目統(Hm)、畑土壌は三和統(M)及び西尾統(N2)の6系統である。

### (2) 水利状況

用水は明治用水を水源とし、西部団地は上高根用水掛り、北部・南東部団地は北野幹線(長瀬用水・長瀬1号用水)掛りである。各農地へはパイプラインで配水されている。近年、パイプラインの破損による漏水が目立ち、一部の区域では水圧が低く取水に苦慮している状況である。

排水は一級河川鹿乗川流域であり、各農地からは末端排水路を経て、明治用水管理の東鹿乗川、東鹿乗支川、北野支川、第1号支川、神田支川、柿崎支川へ各々排水されている。末端排水路は老朽化の進行、断面不足による排水不良が生じており、作物生産、農作業の支障となっている。

### (3) 道路状況

道路は、本地区の中央部、北部団地と南東部団地の間を主要地方道名古屋岡崎線が横断し、南東部団地の南には国道1号が近接している。地区内の道路は全て市道認定されており、一級市道が1路線、二級市道が3路線地区内を縦横断している。周辺には三菱自動車工業岡崎製作所の他、自動車関連企業が立地しており車両通行が多い地域である。地区内道路は幅員が狭く、一般車両の通行も多いため農作業の支障となっている。

### (4) 営農状況

経営規模は1経営体当たり平均2.1haとなっている。水稲主体の農業地帯であるが、区域内には、畑が点在しており、野菜が作付けされている。また、レモン果樹の作付けもされている。

### (5) 地域環境の概況

本地区は、岡崎市田園環境整備マスタープランにおいて全域環境配慮区域になっている。地区内には、鳥類、魚類、昆虫類等多種多様の生物が生息しており比較的良好な生息環境を有している。

### 第3章 基本計画

本事業の受益面積は、58.4haである。

(単位：ha)

事業名	田	畑	樹園地	計
区画整理	55.3	2.3	0.8	58.4

#### 第1節 農業用排水施設整備（用水）

該当なし

#### 第2節 農業用排水施設整備（排水）

該当なし

#### 第3節 区画整理

本地区の生産基盤は、一次整備は済んでいるものの区画は10aと小区画であり、用水はパイプラインの破損による漏水が目立ち、排水は老朽化の進行、断面不足による排水不良が生じており、農道も幅が狭く農作業の支障となっている。

そのため、区画整理は、大区画化(50a程度)する計画とし、営農条件を改善する。

用水は、全線パイプラインにて再整備し、新たな農地区画へ効率的に配水する。

排水は、組立柵渠にて改修を行う。

道路は、幅員5.0mに拡幅し、砂利舗装を行う。

上記のように用水路、排水路及び道路等を一体的に整備することにより、営農経費を削減するとともに、生産性の向上を図り、新たな担い手農家の確保と農地集積集団化を進めることを目的とする。

#### 第4節 暗きょ排水

該当なし

#### 第5節 環境配慮

本地区は、岡崎市田園環境整備マスタープランにおいて全域環境配慮区域になっている。地区内には、鳥類、魚類、昆虫類等多種多様の生物が生息しており比較的良好な生息環境を有している。

そのため、施工時期は保全対象生物が少ない時期を選ぶこととし、また、濁水及び土砂流出の防止を図り、周辺環境に配慮する。

また、合流柵にカエル脱出用のスロープを設置することにより希少種の両生類へ配慮する。

## 第4章 工事又は管理の要領

### 第1節 工 事

工事は、県営経営体育成基盤整備事業長瀬地区として、

#### 区画整理

整地工	58.4 ha
用水路工	7.7 km
排水路工	5.7 km
道路工	9.4 km
暗渠排水工	2.0 ha

を施工する。

#### 予定工期

着手	令和8年度
完了	令和17年度（予定）

### 第2節 管理の要領

本事業によって造成される土地改良施設のうち、用水施設及び排水施設については岡崎市、道路施設については岡崎市、農地及びこれらに付帯する施設については各受益者がそれぞれ管理する。

## 第5章 換地の要領

### 第1節 換地計画樹立の必要性

土地改良法第2条第2項第2号の規定による土地の区画形質の変更を内容とした事業であり、従前の土地について換地処分が必要となる。この換地処分を適正かつ円滑に進め、もって本地区の農用地の集団化、その他農業構造の改善及び土地利用の合理化を図る。

### 第2節 換地計画樹立の基本方針

#### (1) 従前の土地の地積の基準

換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とする。ただし、土地改良事業計画決定の日から6か月以内に測量士、測量士補又は土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接地所有者の同意書を添付して申出があった場合は、その申出のあった地積とする。この場合、測量等にかかる費用は本人負担とする。

## (2) 土地評価の方法

項目別配点方式：

土地の自然条件及び利用条件等を調査項目とし、それらの条件の比重によって100点を配分して評価採点基準表を作成し、換地・評価委員がその項目内における条件の程度を点数に置き換え、項目毎に採点をし、その合計点数からその土地の等位を定め、その等位から価格を評定する。

## (3) 清算の方法

比例地積清算：

従前の土地及び換地の評価額に基づき、その事業による価格上昇分を増加額として算出する。それを1㎡当たりの増加額に割り戻す事により各人別に換地交付基準額を算出し、各人の換地評価額を比較し清算する。

## (4) 特殊地の取扱い

### ① 特別不良地

この事業で改良できない日陰地等は、原則として従前の所有者に交付する。

### ② 道路関係

主要地方道名古屋岡崎線、市道北野宇頭線に沿った従前地は、原則として換地も当該道路沿いに交付する。

### ③ 高圧線下地

従前が高圧線下にある土地については、換地は原則として高圧線下に交付する。ただし、道路に接していない袋地を避けるため換地の増減はありうる。

## (5) 地区内ゾーン設定の取扱い

換地選定を機会に優良農用地を確保し、高生産性農業の確立に資するため、地区の実情を踏まえ、地域ぐるみの合意形成を基礎にして、①育成すべき経営体への農用地の利用集積を行う区域（農用地利用集積促進区域）、②自家飯米等の作付けを行う区域を設定する。

## (6) 地帯別、グループ別団地の設定と換地方法

### ① 地目別集団化

水田及び畑は、事業計画に示された地目別地帯へまとめて換地する。

### ② 農用地利用集積促進区域別集団化

地区内に育成すべき経営体への農用地の利用集積を積極的に図る区域を設定する場合には、当該区域に関係する権利者の承諾を得るとともに、当該区域内に換地が定められることを希望する者は、できるだけ当該区域内に換地が定められるようにする。

## (7) 一般の個人別換地の方法

### ① 集団化の目標

各農家の農用地は、できるだけ大規模に集団化するものとし、1戸当たりの団地数は、おおむね1～2団地を目標とする。

## ② 位置の選択

換地は、各人の従前の土地が最も密集した位置を中心として、おおむねその付近に集団化することを原則とする。

## ③ 区画の分割

- ア. 換地は、原則として標準区画を単位に交付するが、換地すべき面積が標準区画に交付して余る場合又は標準区画に不足する場合は標準区画を分割して交付する。
- イ. 標準区画の分割は原則として長辺に沿って分割するが、この場合、短辺の部分が10m以下にならないように配慮する。
- ウ. 分割制限に達しない小面積の土地は、道路に長辺が接した標準区画を長辺と直角に分割して交付する。

## ④ 小面積土地所有者等の土地の取扱い

従前の土地の面積が500㎡に満たない小面積土地所有者等の土地は、その従前の土地に属するほ区内に長辺が道路に接した区画を長辺と直角に分割した特別区画又は従前の土地の位置若しくはその者の住居の位置に最も近い端田区を交付する。

## (8) 換地選定手順

換地の選定は、特殊地 → 地帯別団地 → 農用地利用集積促進区域 → 一般個人別換地の順とする。

## (9) 団体的集団化と個人別集団化との調整

個人別集団化は、原則として(6)の地帯別、グループ別団地の範囲内において行う。

## (10) 経営体育成方針の取扱い

換地選定を通じて、育成すべき経営体の経営農用地を中心とした農用地の利用集積を促進するものとする。

## (11) 配分調整のための余裕率

換地選定を円滑に行うため必要があるときは、選定過程において換地交付率に3%以内の余裕率をもって換地選定を行うことができる。

## (12) 一時利用地の指定の方法

一時利用地の指定は、原則として換地計画原案に基づいて行う。  
ただし、地区の工事が数年にわたる場合には、一時的に換地計画原案に基づかない指定をすることができる。この場合は、換地推進部会の決定を経て一時利用地を指定する。

## (13) その他

この基準に定めのない事項及びこの基準により実施する事が困難なものについては、換地推進部会が協議して定めるものとする。

第3節 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認にかかる地積

(単位：ha)

区分 用途	公 用 ・ 公 共 用 地				一 般 国 有 地	合 計
	国有地	県有地	市有地	計		
道路	-	-	3.4	3.4	-	3.4
水路	-	-	1.6	1.6	-	1.6
その他	-	-	-	-	-	-
計	-	-	5.0	5.0	-	5.0

## 第6章 費用の概算

(単位：千円)

事業名	事業費 <sup>※1)</sup>	事務的経費 <sup>※2)</sup>	合計
区画整理	2,161,000	133,000	2,294,000
合計	2,161,000	133,000	2,294,000

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費、工事雑費。

第7章 効 用

(単位：千円)

区分 効果名	年総効果 (便益) 額	年総増加 農業所得額	備考
作物生産効果	41,279	14,015	
品質向上効果	1,763	-	
営農経費節減効果	89,924	93,160	
維持管理費節減効果	△ 705	104	
営農に係る走行 経費節減効果	4,648	-	
地籍確定効果	1,709	-	
景観・環境保全効果	545	-	
「田んぼダム」の取組に係る 水田貯留機能向上効果	10,672	-	
国産農産物安定供給効果	8,359	-	
計	158,194	107,279	総便益額 2,813,241

<参考>

①当該事業費	:	1,662,112 千円
②その他費用	:	676,703 千円
③総費用	:	2,338,815 千円
④年償還額	:	- 千円/年
④' うち機能向上分	:	- 千円/年
⑤年総効果（便益）額	:	158,194 千円/年
⑥現況年総農業所得額	:	19,826 千円/年
⑦年総増加農業所得額	:	107,279 千円/年
評価期間	:	50 年
割引率	:	0.04
⑧総便益額	:	2,813,241 千円
⑨総費用総便益比（⑧÷③）	:	1.20 $\geq$ 1.0
⑩総所得償還率（④÷⑥）	:	- $\leq$ 0.2
⑪増加所得償還率（④' ÷⑦）	:	- $\leq$ 0.4

## 第8章 他の事業との関係

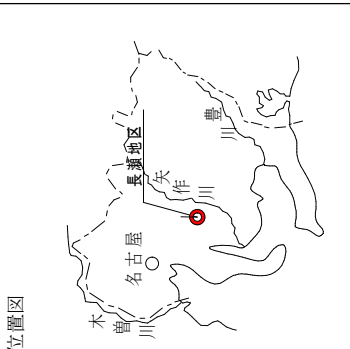
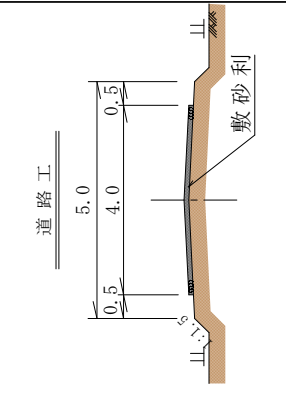
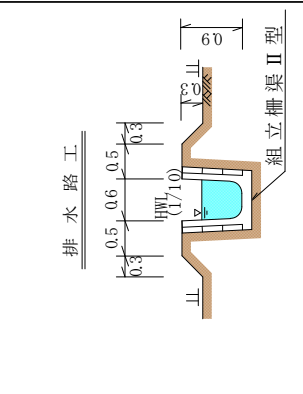
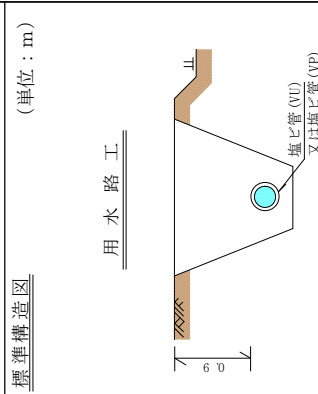
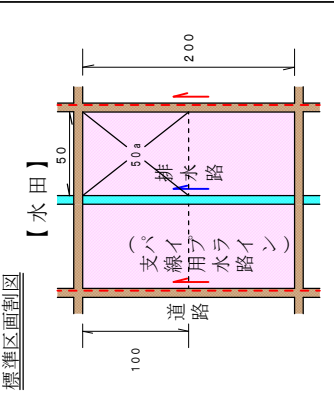
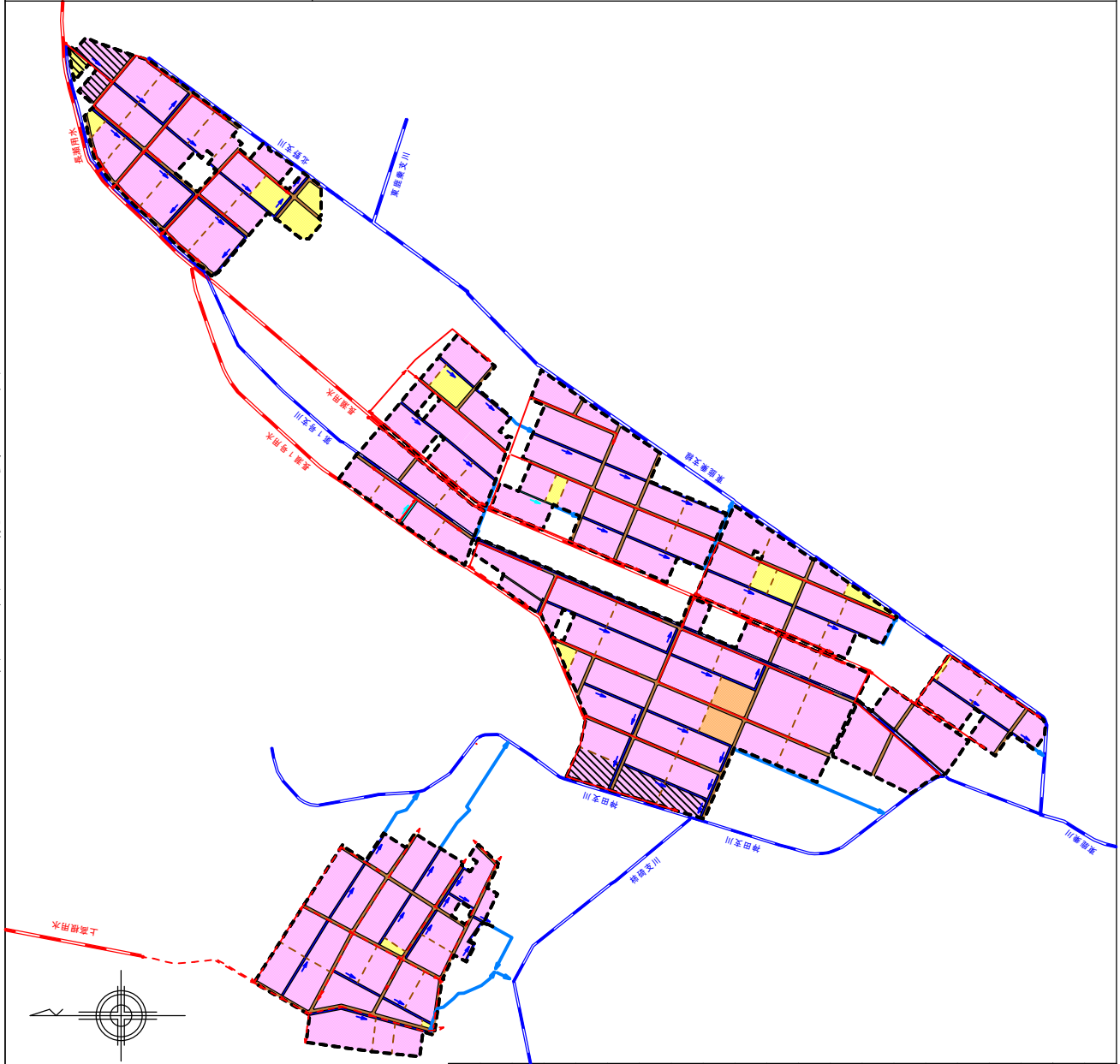
### 国営矢作川総合第二期地区

本地区の基幹かんがいであり、工期は平成24年度～令和16年度予定で国営事業として施工されている。

## 第9章 計画概要図

別添のとおり

計 画 概 要 図



凡 例	
---	地 区 界
- - -	計 画 畦 畔 ・ 法 面
■ (pink)	計 画 水 田
■ (yellow)	計 画 畑 地
■ (orange)	計 画 樹 園 地
■ (brown)	計 画 道 路
■ (blue)	計 画 排 水 路
→ (red)	計 画 支 線 バイ プ ラ イ ン
■ (hatched)	計 画 暗 渠 排 水
■ (grey)	既 設 利 用 道 路
■ (green)	既 設 利 用 排 水 路
■ (blue)	既 設 利 用 排 水 路
→ (red dashed)	既 設 利 用 バイ プ ラ イ ン
■ (blue and white)	既 設 利 用 排 水 河 川
■ (red and white)	既 設 利 用 基 幹 用 水

## Ⅱ. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

### 1. 管理者

岡崎市、各受益者

### 2. 管理すべき施設の種類

本事業によって造成される土地改良施設のうち、用水施設及び排水施設については岡崎市、道路施設については岡崎市、農地及びこれらに付帯する施設については各受益者がそれぞれ管理する。

### 3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

管理者の定める規程による。

### 4. 管理に要する費用の概算及び負担方法

#### (1) 費用の概算

年間管理費 約 3,363 千円

※ただし、物価の変動又は維持管理の程度により、経費は変動することがある。

#### (2) 費用の負担方法

必要経費は、管理者の定める規程により負担する。

### 5. その他管理方法に関する基本的事項

管理者が別に定める管理規程による。

### Ⅲ. 県営土地改良事業（長瀬地区）における事業費

及び事務的経費の負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

#### 1. 土地改良事業に要する費用

費用	2,294 百万円
事業費 <sup>※1</sup>	2,161 百万円
事務的経費 <sup>※2</sup>	133 百万円

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費、工事雑費。

#### 2. 負担区分の予定割合

(単位：%)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
(事業費)					
区画整理	62.5	27.5	10.0	-	
(事務的経費)					
区画整理	-	100.0	-	-	

#### 3. 土地改良法第91条の規定による負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の岡崎市は、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第91条第6項の規定により、本事業によって受ける利益を限度として、これに相当する金額を愛知県に対し負担する。

#### 4. 地元負担の予定基準

該当なし

## 5. 特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者は、法第87条の3第7項において準用する同法第87条第5項の規定による当該事業の計画を定めた旨の公告した日から、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において、工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して、8年を経過しない間に、法第91条の2第6項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、同条の規定により特別徴収金を徴収されることがある。